

平成30年版医師国家試験出題基準・ブループリントの趣旨

1 医師国家試験出題基準とは

(1) 定義

医師国家試験出題基準(ガイドライン)は、医師国家試験の「妥当な範囲」と「適切なレベル」とを項目によって整理したもので、試験委員が出題に際して準拠する基準である。

(2) 基本的考え方

- ①全体を通じて、臨床実習での学習成果を中心とした臨床研修開始前の到達度を確認することに主眼を置く。
- ②「必修の基本的事項」では、医師としての基本的姿勢を含めた基本的診療能力を主題として出題する。
- ③「医学総論」、「医学各論」では、原則、我が国のどの医療機関であっても対応できるような内容に限定する。

(3) 卒前教育等との関係

大学医学部・医科大学における医学教育は、大学の自主性に基づいて実施されているが、大学医学部・医科大学卒業後、医師国家試験に合格し、医籍に登録されると医師となるのであるから、医師の任務を果たすのに必要な内容は、一連の医学教育に含まれるべきものである。一方、試験委員が準拠する医師国家試験出題基準は、卒前教育・卒後臨床研修・専門医の育成等を含めた一連の医師養成課程の中で、医師が医療現場での第一歩を踏み出す際に少なくとも具有すべき基本的知識・技能・態度を各項目に分類し、具体的に示したものである。これは、卒前教育の全てを網羅するものではなく、また、卒前教育のあり方及び内容を拘束するものではないが、医師の任務を果たすのに必要な事項を示すものである。

2 ブループリントとは

ブループリント(医師国家試験設計表)は、医師国家試験出題基準の各項目(章、大項目等)の出題割合を示したものである。これに基づき、医療に対するニーズが拡大している近年の状況を踏まえ、社会的に要請の高い分野を含めた幅広い領域から出題するほか、頻度や緊急性の高い疾患についても優先的に出題することになる。

医師国家試験出題基準の利用法

はじめに

医師国家試験は、医師法第9条に基づき「臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能」について行われる。また、医師法の一部改正により、平成16年4月1日から臨床研修が必修化され、同法第16条の2において、診療に従事しようとする医師は、2年以上、臨床研修を受けなければならないとされていることから、第9条にいう「知識と技能」とは、医療に第一歩を踏み出し、指導医の下でその任務を果たすのに必要な基本的知識及び技能であると考えられる。

その内容を具体的な項目によって示したのが、医師国家試験出題基準である。医師試験委員会は、医師国家試験の妥当な内容、範囲及び適切なレベル等を確保するため、この基準に拠って出題する。

従って、医師国家試験出題基準は大学医学部・医科大学の卒前教育で扱われている内容の全てを網羅するのではなく、また、これらの教育のあり方を拘束するものではない。

利用方法

利用者は以下の各項に従う。

なお、各項目は、医師国家試験問題の出題範囲という観点から配列されているため、必ずしも学問的な分類体系と一致しない点があるほか、各項目間で内容が重複することがある。また、用語については、日本医学会医学用語辞典 Web 版の内容を考慮し定めている。

1. 大・中・小項目、備考

(1) 大項目は、中項目を束ねる見出しである。

(2) 中項目には、医師国家試験の出題範囲となる事項名・疾病名・障害名を包括する疾患概念や分類名を記載している。

(3) 小項目には、中項目の内容に属する事項名・疾病名・障害名を具体的に記載し、可能な限り出題範囲を明確化している。

(4) 備考には、小項目に関する内容のうち、基本的臨床能力の観点から特に重要な事項を記載している。ただし、原語表記を明確化しておく必要がある場合はこの限りでない。

2. ブループリント(医師国家試験設計表)について

項目・評価領域ごとに¹⁾出題割合を規定したものである。

利用者は、以下の各項に従う。

(1) 「必修の基本的事項」

「必修の基本的事項」では、各大項目に出題割合を記載している。

これは、「必修の基本的事項」における問題全体のうち、当該大項目に関する問題の出題割合を示したものである。

(2) 「医学総論」及び「医学各論」

「医学総論」及び「医学各論」では、各章と各大項目に出題割合を記載している。各章に記載されている出題割合は、当該章に関する問題の医学総論(又は医学各論)全体に対する割合を示しており、また、大項目に記載されている出題割合は、当該大項目のその章全体に対する割合を示している。

【例】 医学総論 VII 診察 約7%
 3 小児の診察 約20%

※ 「医学総論」において、「VII 診察」に関する問題を全問題の約7%出題し、さらに「VII 診察」の問題のうち、「3 小児の診察」に関する問題を約20%（「医学総論」全体からみると約1.4%）出題することを意味する。

なお、「医学総論」においては「必修の基本的事項」の出題項目を、「医学各論」においては「必修の基本的事項」と「医学総論」の出題項目についても、それぞれ出題することができる。

(3) 中項目以下の取扱い

出題割合の記載のない中項目以下の事項については、試験委員会の判断で出題が可能であるが、日常臨床で遭遇する機会の多い疾患や病態の出題を優先する。

3. その他

(1) 括弧は以下のルールに基づいて使用した。試験委員の判断で、括弧内・外の語を単独または併記して使用できる。

() : 直前の語の説明又は限定

【例】 外耳(耳介、外耳道、鼓膜)

< > : 直前の語と同義

【例】 世界保健機関<WHO>

[] : () や < > の中に () や < > がある場合の大きな括り

【例】 薬剤耐性[antimicrobial resistance<AMR>]

{ } : 省略しても意味または分類の変わらない語

【例】 タンパク{質}

(2) 関連する語を列記する際に、読点「、」及び中点「・」を以下のルールに基づいて使用した。ただし、検索の利便性を確保する観点から、索引には中点を使用せずに掲載している場合がある。

読点「、」: 単純に列記する場合

【例】 眼窩、{眼} 瞼裂

中点「・」: 前後の語での重複を排して列記する場合

【例】 内分泌機能検査、代謝機能検査 → 内分泌・代謝機能検査

(3) 疾病名・障害名等は、一部で各論の章に重複して記載されている。重複していない項目についても、章または大項目の標題である臓器・病態に限定されずに出題することができる。また、年齢・性による違いに注目して出題することができる。

(4) 必修の基本的事項の「12 主要疾患・症候群」の「A 基本的疾患・症候群」に挙げられている疾患等については、原則としてその疾患等についての基本的事項や基本的診療能力を問う内容に限って出題できる。

(5) 医学総論の「III 人体の正常構造と機能」に関しては、臨床的事項を理解するのに必要な内容に限って出題する。